

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市関屋地区公民館
所管部・課	新潟市中央公民館
所在地	新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1
根拠法令	教育基本法、社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	敷地面積1,418㎡、建築面積516㎡、延床面積1,678㎡ 建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 1階:集会室、和室 2階:事務室、講座室、保育室 3階:ホール、工作室、音楽室、調理実習室 ※2階に関屋地区図書室、浜浦ひまわりクラブを併設

施設 の 設置 目的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置する。
管理・運営に関する基本理念，方針等
<p>[基本方針]</p> <p>1. 「学びを通じた地域の絆づくりとコミュニティ活性化」:地域とつながり、学びを通じて地域課題・社会的課題やニーズに迅速に対応しながら、地域の絆づくりとコミュニティの形成・活性化に努めます。</p> <p>2. 「学・社・民の融合による地域教育力の向上」:公民館は、学・社・民の相互の連携や協力により、教育目標を共有化し、それぞれの役割の中で豊かな人間性を培い、地域教育力の向上を支援します。</p> <p>3. 「市民一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実」:子育てや家庭教育の支援、青少年の健全育成、高齢者の学習機会の充実など、各世代の学びに対する場の提供と支援に努めます。また市民団体等との連携を推進します。</p> <p>[重点事業]</p> <p>基本方針実現に向け、以下のとおり重点事業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域コミュニティ活動の活性化を支援する事業 2. 学・社・民の融合による人づくり、地域づくりを推進する事業 3. 家庭の教育力の向上を支援する事業 4. 青少年の生きる力を育む事業 5. 高齢者の学習や社会参加を支援する事業 6. 現代的課題を探り、解決を支援する事業